

運送業が直面する諸課題の克服に向けた対策セミナー ～社会が注目する運送業の持続的发展に つなげる労働環境改善のために～

労働災害防止と今後求められる職場環境整備

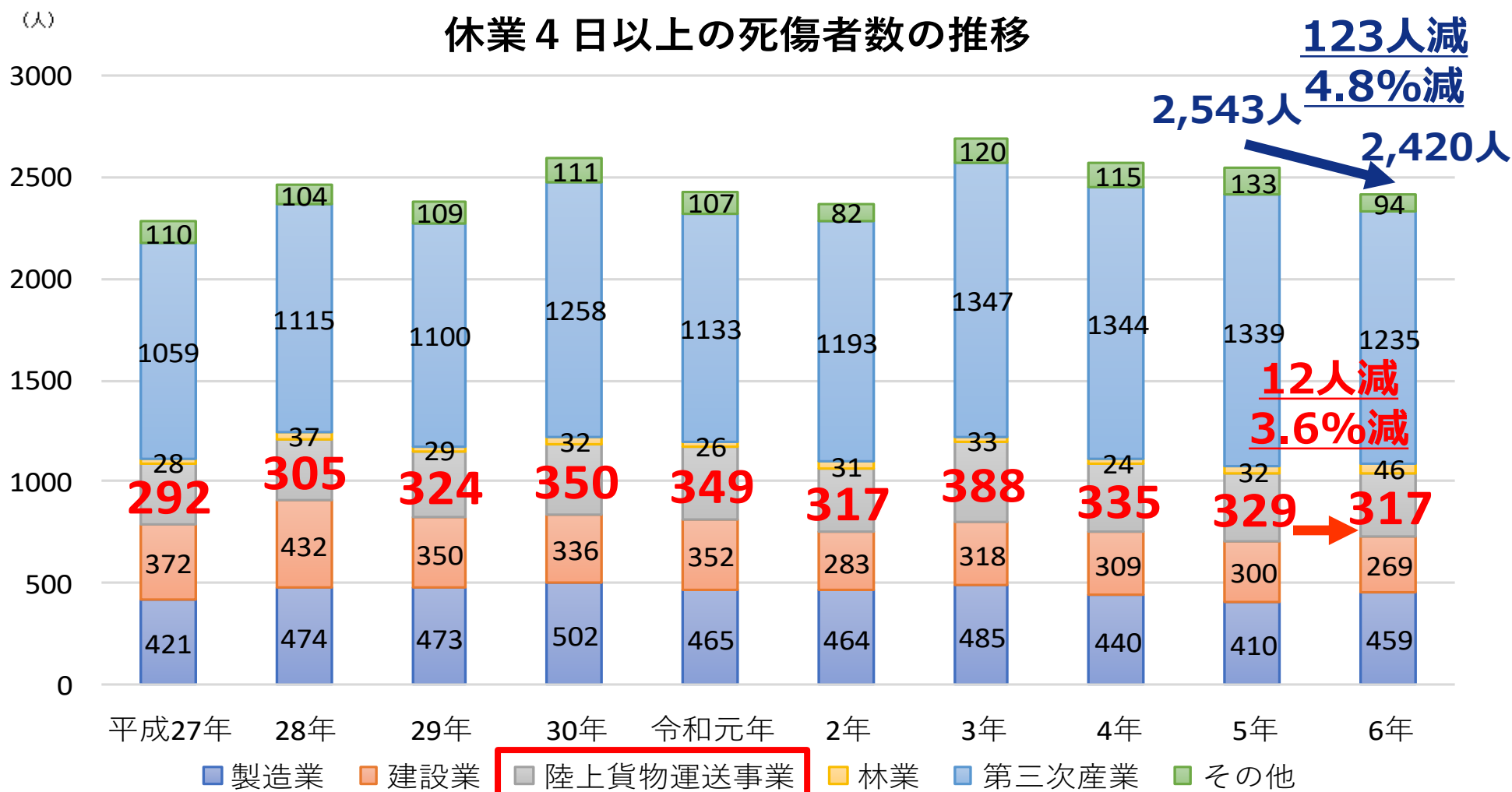
厚生労働省 宮城労働局 健康安全課 草刈

説明内容

- 1 宮城労働局管内の労働災害発生状況**
- 2 荷役作業時の安全対策**
- 3 労働安全衛生法等の改正**
- 4 職場における熱中症対策の強化**
- 5 高年齢労働者の安全対策**

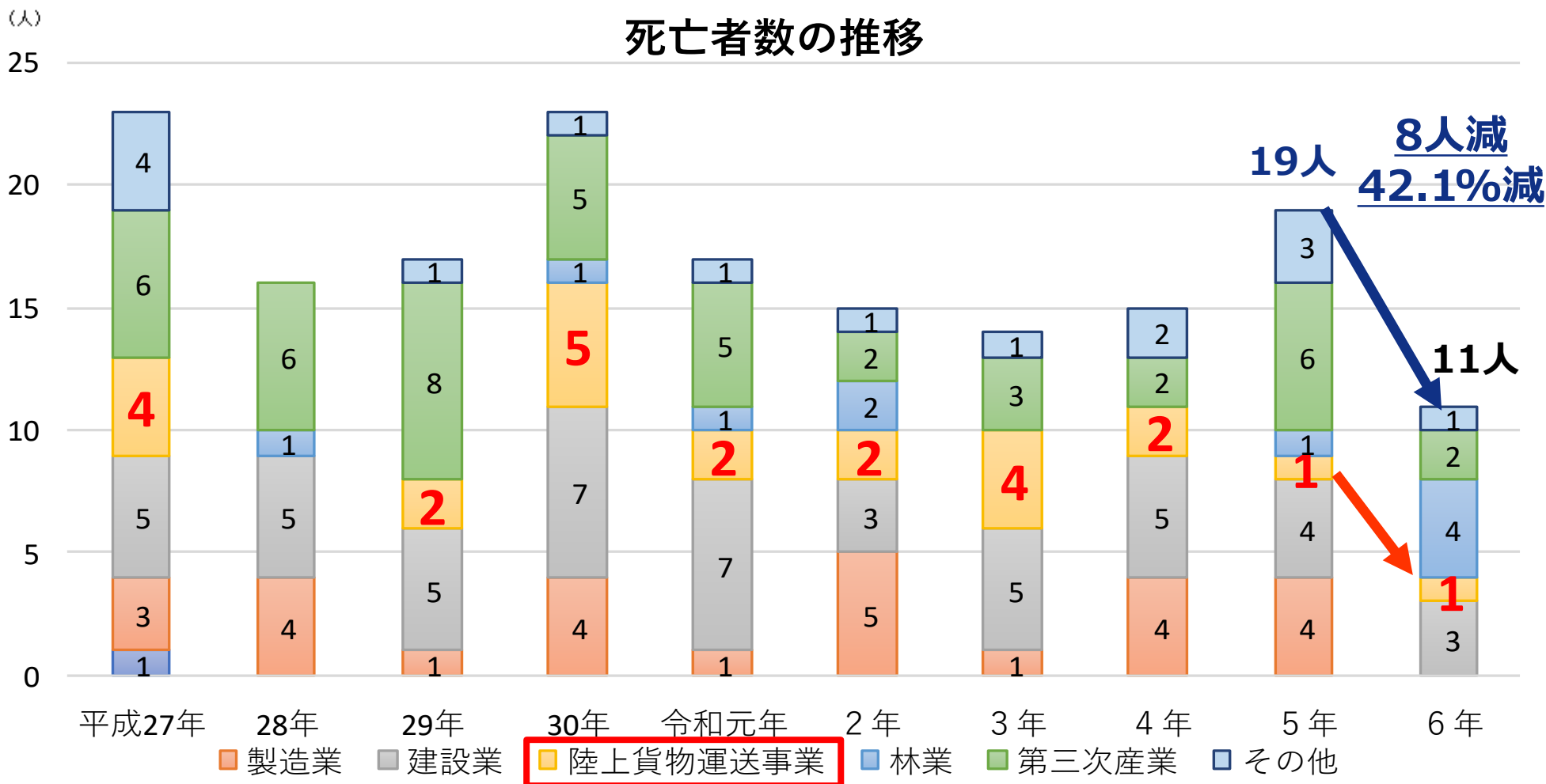
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況

- 令和6年の休業4日以上死傷者数は、令和5年から123人減少（4.8%減少）
- 陸上貨物運送事業では、令和5年から12人減少（3.6%減少）



1 宮城労働局管内の労働災害発生状況

- 令和6年の死亡者数は、令和5年から8人減少（42.1%減少）
- 陸上貨物運送事業は令和5年と同数



1 宮城労働局管内の労働災害発生状況

- 令和6年の死亡者数は、令和5年から8人減少（42.1%減少）
- 陸上貨物運送事業は令和5年と同数

	令和 6 年全期		1 月～ 6 月の発生状況 ※2				前年との 増減比較	
			令和 6 年		令和 7 年			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	数	(%)
全 産 業	2,420	11	974	6	1,035	4	61	6.3%
陸上貨物 運送業※1	317	1	146	1	147		1	0.7%
道路貨物 運送業	297		134		145		11	8.2%
陸上貨物 取扱業	20	1	12	1	2		-10	-83.3%

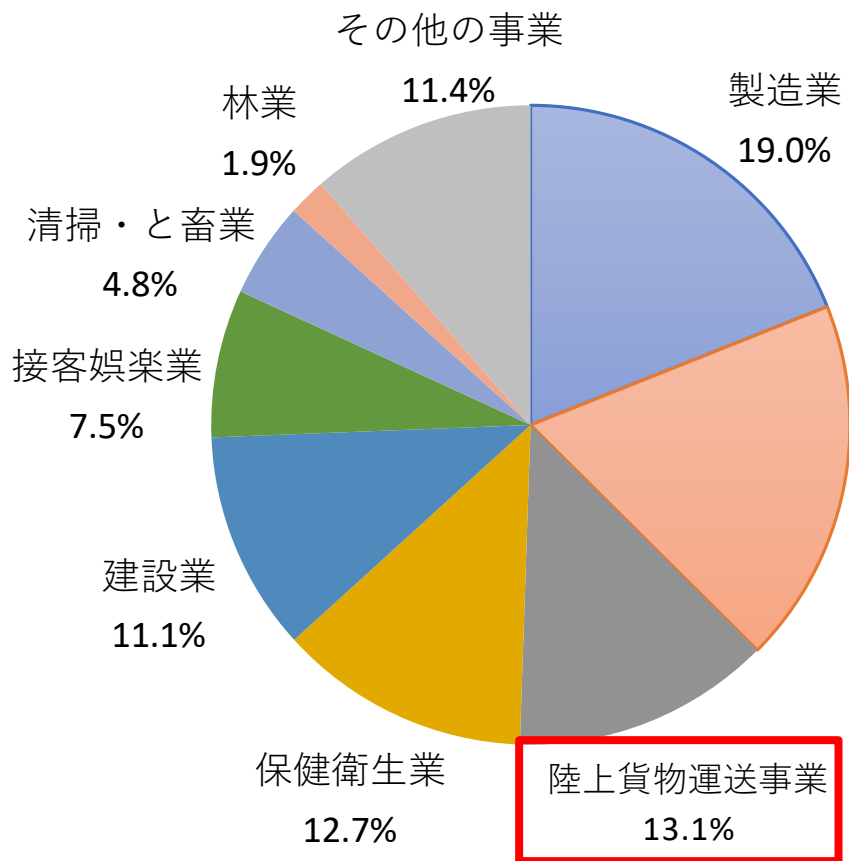
※1 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業及び陸上貨物取扱業の合計

※2 災害件数は翌年3月末で確定。

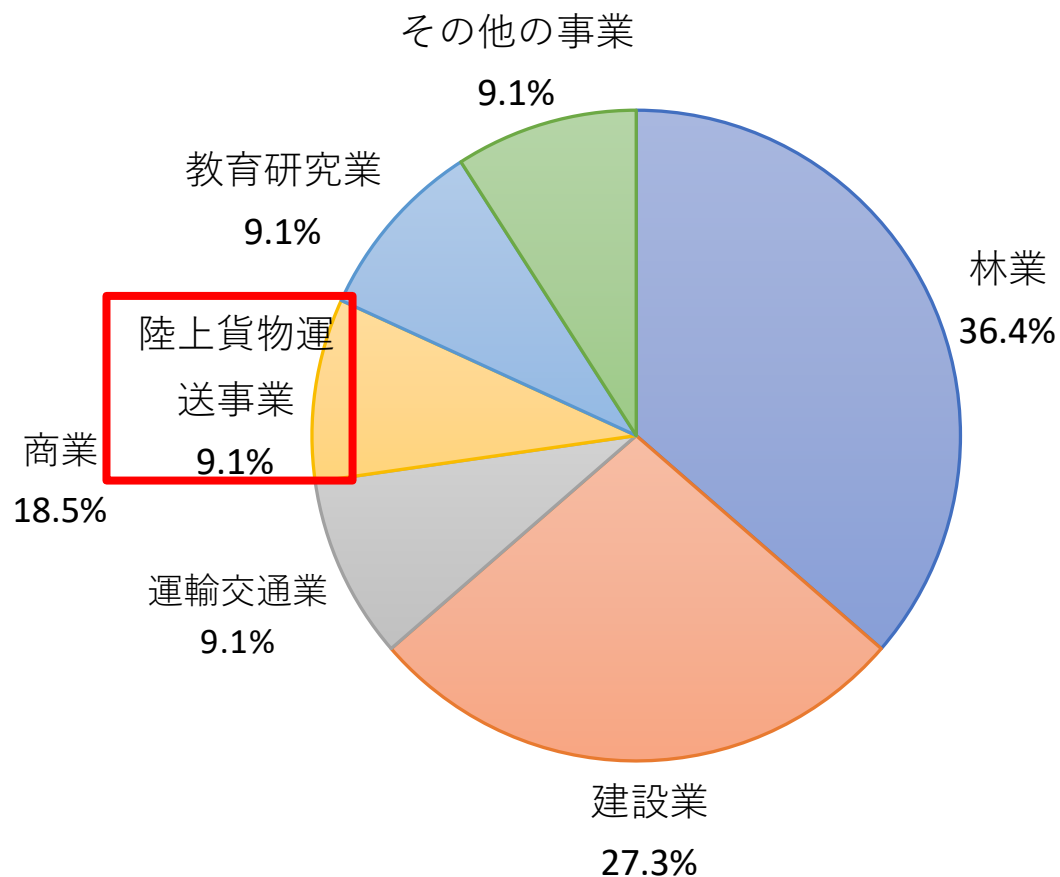
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況

● 業種別割合

令和 6 年死傷災害の業種別割合



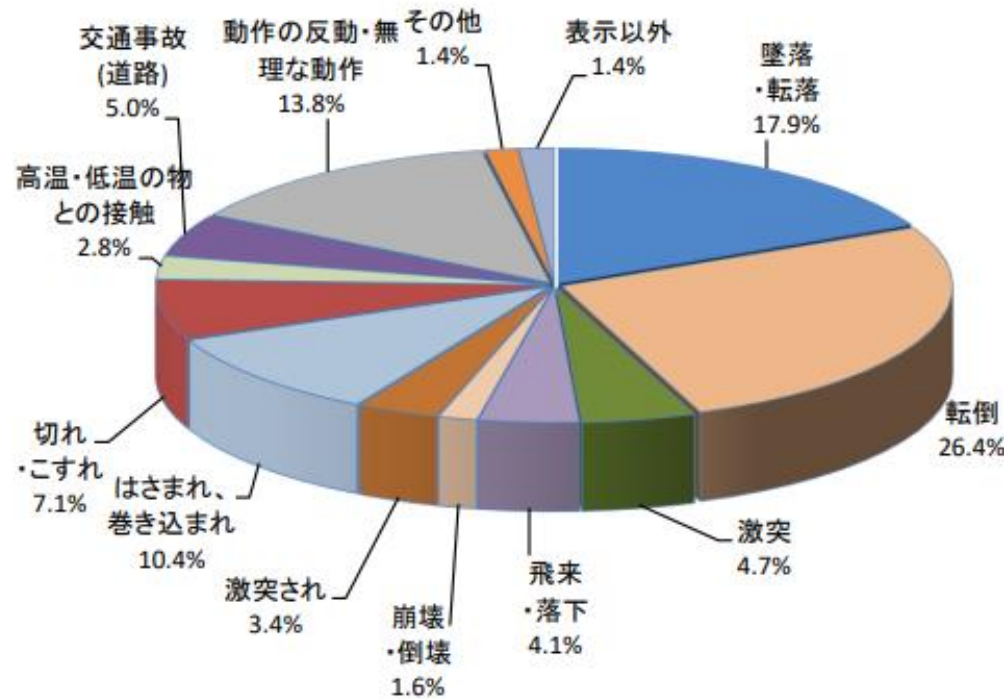
令和 6 年死亡災害の業種別割合



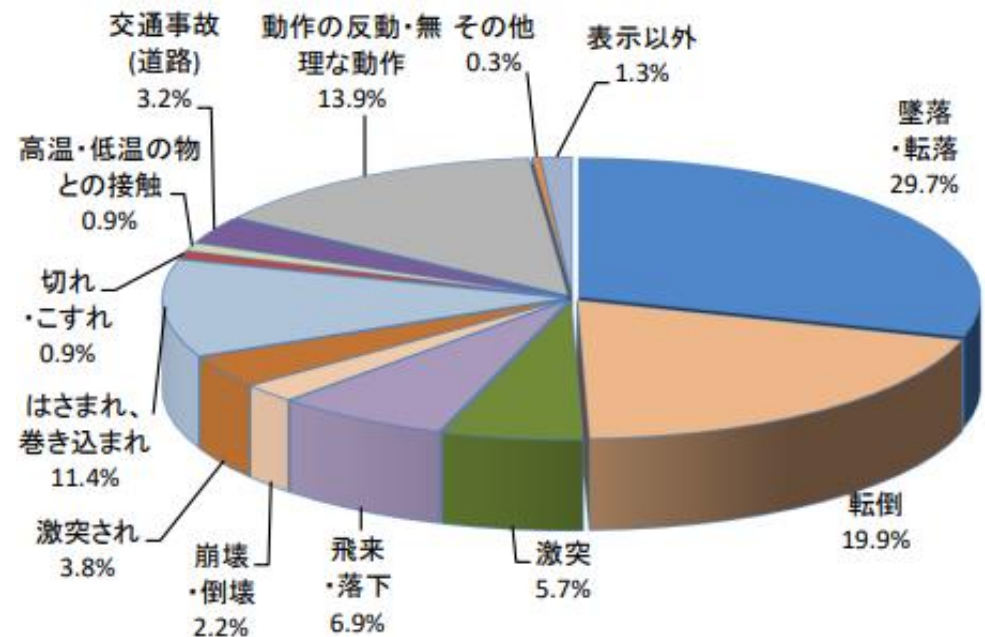
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和6年）

● 事故の型別の状況

全産業（2,420人）



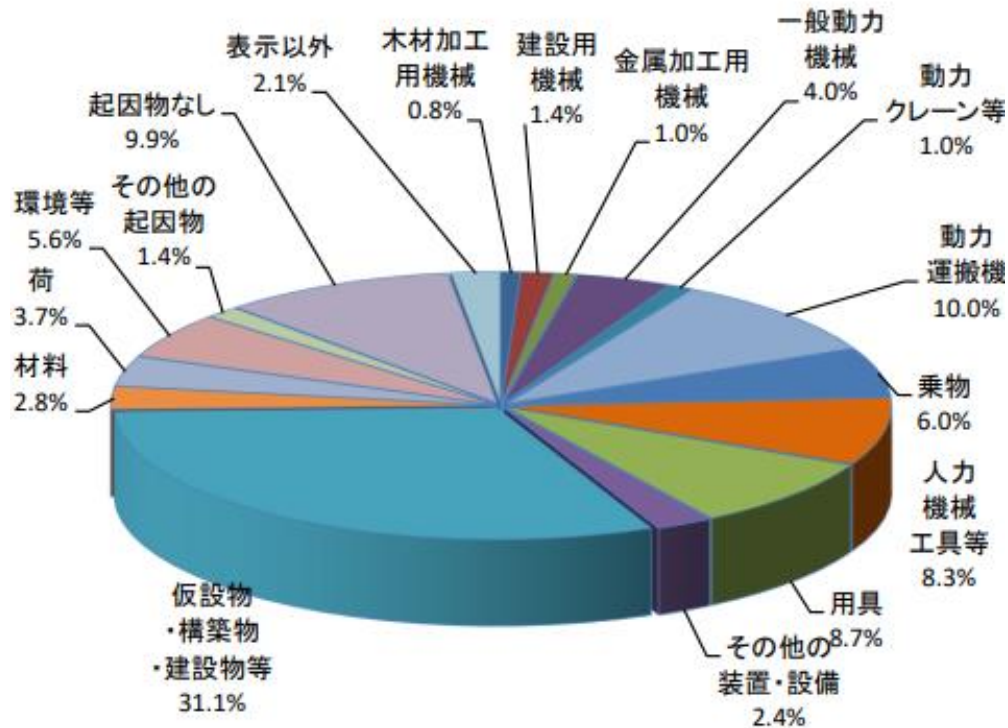
陸上貨物運送事業（317人）



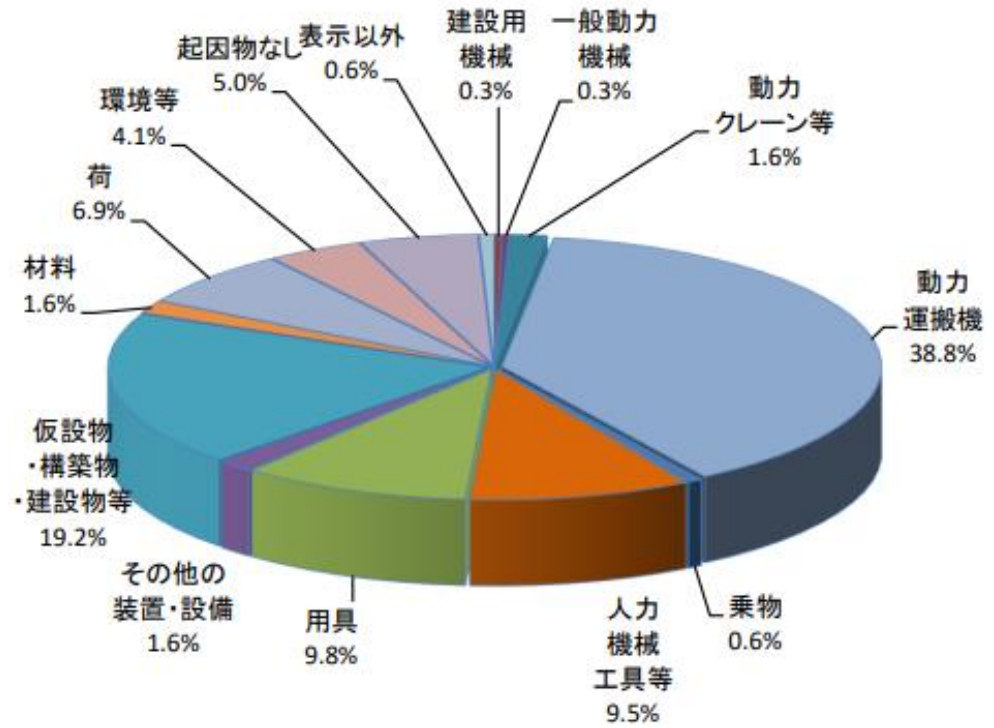
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和6年）

● 起因物別の状況

全産業（2,420人）



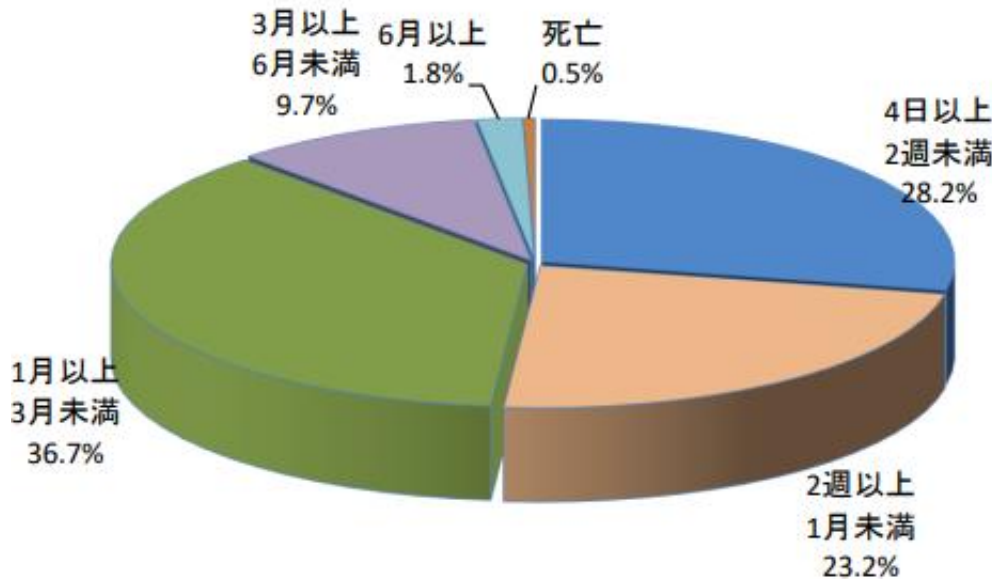
陸上貨物運送事業（317人）



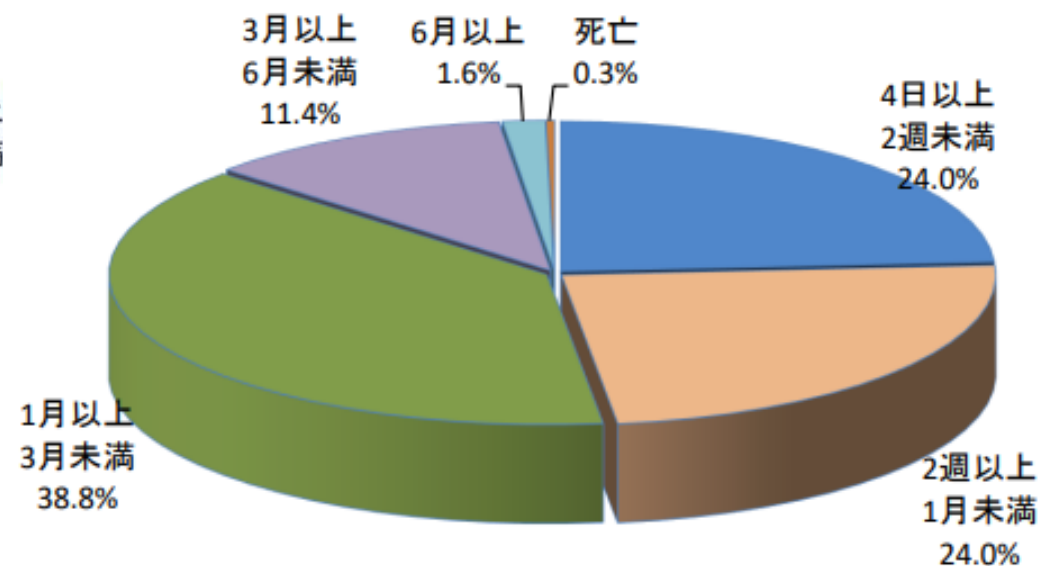
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和6年）

● 被災程度別の状況

全産業（2,420人）



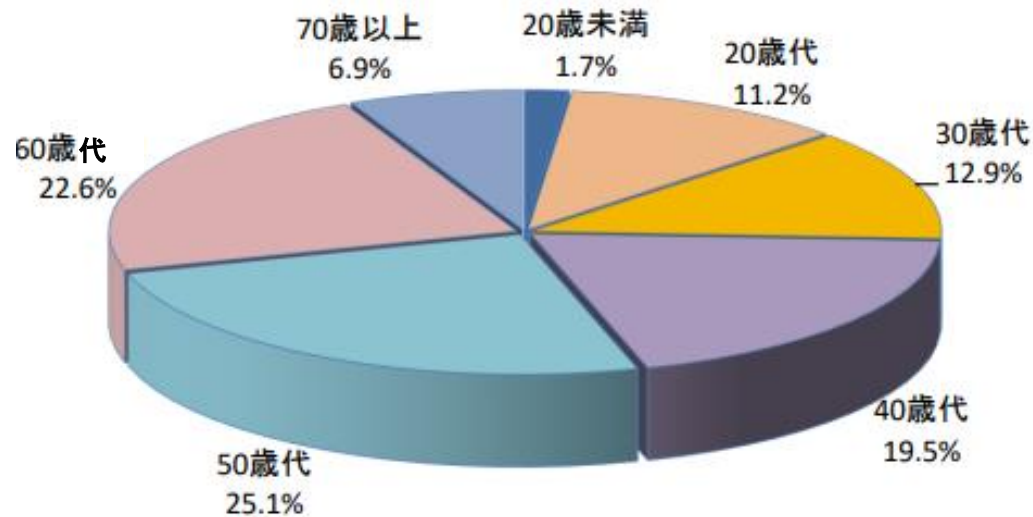
陸上貨物運送事業（317人）



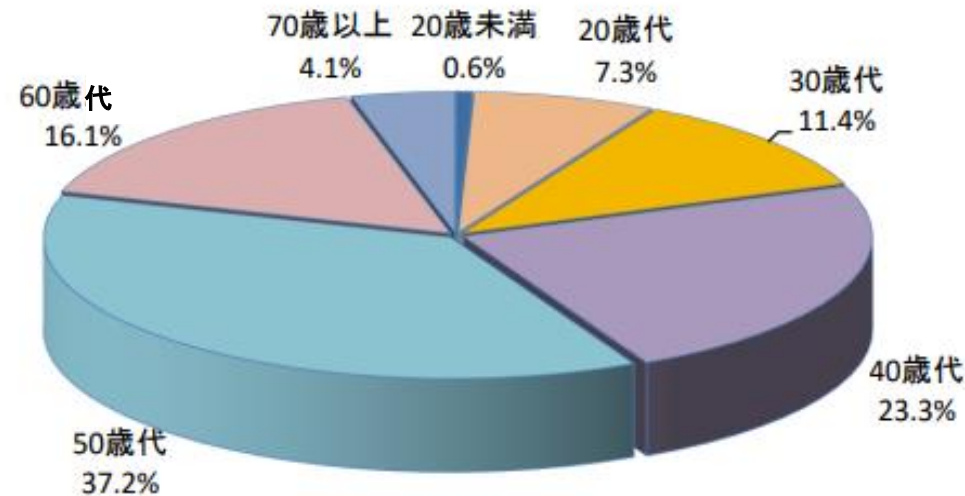
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和6年）

● 年齢別の状況

全産業（2,420人）



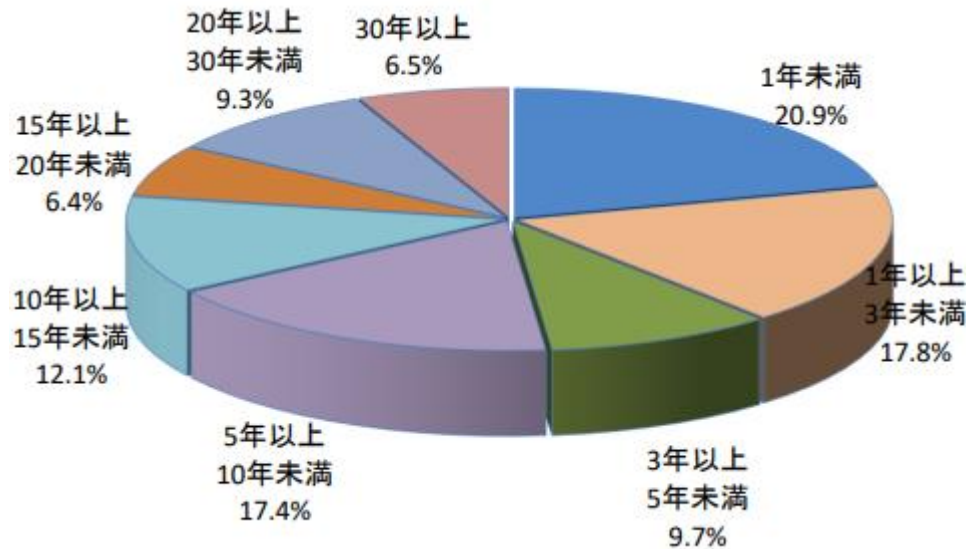
陸上貨物運送事業（317人）



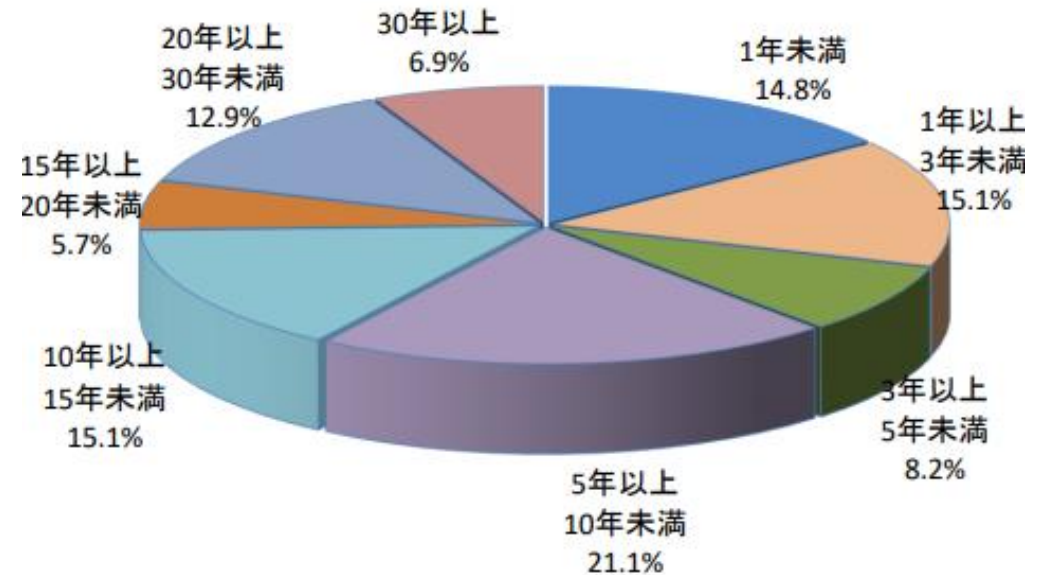
1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和6年）

● 経験年数別の状況

全産業（2,420人）



陸上貨物運送事業（317人）



1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和6年）

● 死亡災害事例（令和6年5月）

発生状況

貨物船の船倉へヤシ殻（バイオマス燃料）を積み込む作業を開始する際に船倉内に入りヤシ殻の上で待機していたところ、意識を失った

発生原因

- ・ 酸素濃度を測定せずに、酸素欠乏状態となっていた船倉内に立ち入った
- ・ 安全な作業手順を検討していなかった

1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和5年）

● 死亡災害事例（令和5年9月）

発生状況

貨物船倉内でバラ荷の集積作業において、ブルドーザーを操縦して山になったバラ荷の山を超えた際、操縦席から振り落とされ、ブルドーザーに轢かれた

発生原因

- ・ シートベルトを着用していなかった
- ・ 作業計画が作成されていなかった
- ・ 視界が十分確保できない状態の作業で誘導者を配置しなかった

1 宮城労働局管内の労働災害発生状況（令和5年）

● 死亡災害事例（令和5年8月）

発生状況

ウイング車から荷崩れしたロールボックスパレットの荷下ろし準備作業に従事していた被災者が、荷台後方からロールボックスパレットと共に転落し、下敷きになった。

発生原因

- ・ 荷崩れした場合の荷卸し（非定常作業）について、安全な作業手順を検討していなかった
- ・ ロールボックスパレット及び荷の合計重量は約400 kgであり、一の荷が100 kg以上であるところ、単独作業をさせた

2 荷役作業時の安全対策

- 労働安全衛生規則が改正
- 「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務化

昇降設備の設置

荷を積み卸す作業を行うときに、昇降設備の設置義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が 5 トン以上のものに加え、2 トン以上 5 トン未満が追加



可搬式の踏み台等の例



〈墜落のリスクが高い〉

〈望ましい〉

貨物自動車に設置されているステップで突出していないもの（上から見たときにステップが見えない等）は、墜落・転落するリスクが高いため、より安全な昇降設備を設置するようにしてください。

【テールゲートリフターをステップとして使用する場合の留意事項】



テールゲートリフターを昇降設備として使用する場合は、中間位置で停止させてステップとして使用してください。



原則として、テールゲートリフターの昇降時には、労働者を搭乗させてはいけません。

※詳細についてはメーカー取扱説明書をご参照ください。

2 荷役作業時の安全対策

- 労働安全衛生規則が改正
- 「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務化

保護帽の着用

荷を積み卸す作業を行うときに、保護帽を着用させる義務の対象となる貨物自動車について、最大積載量が5トン以上のものに加え、以下のものが追加

- ①最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって荷台の側面が構造上開放されているもの又は構造上開閉できるもの（平ボディ車、ウイング車等）
- ②最大積載量が2トン以上5トン未満の貨物自動車であって、テールゲートリフターが設置されているもの

保護帽は、型式検定に合格した「墜落時保護用」のものを使用する

保護帽の区分

保護帽（産業用ヘルメット）には上記の区分別及びそれらを組み合わせた種類があり、作業内容ごとに使用すべき保護帽が定められている



労（平 20.4）検		
(1) XX0001	(2) XX0002	(3) XX0003
安全製造（株）		
令和3年4月製造		
(1) 飛来・落下物用	(2) 墜落時保護用	(3) 電気用7,000V以下

2 荷役作業時の安全対策

- 労働安全衛生規則が改正
- 「昇降設備の設置」「保護帽の着用」「テールゲートリフターの操作に係る特別教育」が義務化

特別教育の義務化

荷を積み卸す作業におけるテールゲートリフターの操作※の業務を行う労働者に対し、以下の科目、時間について特別教育を実施（学科4時間、実技2時間）
特別教育を行ったときは、受講者、科目等の記録を作成し、3年間保存

	科目	範囲	時間
学科教育	テールゲートリフターに関する知識	・テールゲートリフターの種類、構造及び取扱い方法 ・テールゲートリフターの点検及び整備の方法	1.5 時間
	テールゲートリフターによる作業に関する知識	・荷の種類及び取扱い方法 ・台車の種類、構造及び取扱い方法 ・保護具の着用 ・災害防止	2 時間
	関係法令	・労働安全衛生法令中の関係条項	0.5 時間
実技教育	・テールゲートリフターの操作の方法		2 時間



アーム式



垂直式



後部格納式



床下格納式

2 荷役作業時の安全対策

- 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
- 陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を 防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの

安全管理体制の確立等

- 荷役作業の担当者の指名
- 安全衛生方針の表明等
- 荷主等との安全衛生協議組織の設置

荷役作業における労働災害防止措置

- 荷役作業の有無の事前確認
- 保護帽、安全靴の着用等
- 自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

墜落・転落による労働災害の防止対策

- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
- 墜落防止施設・設備の使用
- 貨物自動車の荷台への昇降設備の使用
- 自社内の施設・設備への安全帯取付設備の設置



2 荷役作業時の安全対策

- 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
- 陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を 防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの

フォークリフトによる労働災害の防止対策

- フォークリフトの運転資格の確認
- 定期自主検査の実施
- 作業計画の作成
- 作業指揮者の配置
- フォークリフトを用いて荷役作業を行う労働者の遵守事項
- 制限速度、安全通路等を定め、見やすい場所に掲示通路の死角部分へミラー等を設置（自社内）
- フォークリフトの走行場所と歩行通路を区分（自社内）



ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

- ロールボックスパレット等、人力で荷役作業を行う労働者の遵守事項
- ロールボックスパレット等の進行方向の視界を確保する
- 他の物との間に手足等を挟まれないよう、移動経路を整理整頓
- 床・地面の凹凸や傾斜をできるだけなくす



2 荷役作業時の安全対策

- 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
- 陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を 防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの

転倒による労働災害の防止対策

- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
- 荷役作業場所等に合わせて、耐滑性、屈曲性のある安全靴を使用
- 整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をできるだけなくす
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化
- 台車等の使用（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

荷役作業の安全衛生教育の実施

- 荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育
- 労働安全衛生法に基づく資格等の取得
- 作業指揮者等に対する教育
- 日常の教育（危険予知訓練等）



2 荷役作業時の安全対策

- 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
- 陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を 防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を示したもの

陸運事業者と荷主等との連絡調整

- 荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進
- 荷役作業の有無の事前確認（再掲）
- 荷主等との安全衛生協議組織の設置（再掲）



自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置

陸運事業者の労働者が荷役作業を行う場合、疲労を考慮した十分な休憩時間の確保や着時刻の弾力化に配慮

陸運事業者間で業務請負等を行う場合の措置

陸運事業者が自ら受注した運送業務（荷役作業を含む）を他の陸運事業者 に請け負わせる場合、元請事業場において請け負わせる事業場との協議組織を設置・運営し、作業間の連絡調整、作業場所の巡視、請負事業場が行う労働者の安全衛生教育に対する指導・援助等を行う

2 荷役作業時の安全対策



- 陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン
- 職場における腰痛予防対策指針

腰痛防止対策

- 荷役作業を行わせる事業者の実施事項
- 荷役作業を行う労働者の遵守事項
- できるだけ機械・道具を使った作業とするよう 施設、設備を改善

内 容

- ・ 重いと感じるコンテナには配送伝票の横に黄色のテープを貼り、配送する職員に注意を促すようにした。
- ・ 重いコンテナを下に積むことで、荷崩れの防止につながった。
- ・ 持ち上げる前に、重量物であることを認識し、適切な構えで重量物を持ち上げるようになった。

きっかけ

- ・ 配達するコンテナの重量が持ち上げるまで分からず、不用意に持ち上げてしまい腰に負担がかかっていた。



黄色のテープ

内 容

- ・ トラックの荷台と作業床面の高さを合わせ、トラックの荷台に可動式のローラーコンベアを設置し、荷物を積み込むようにした。
- ・ 人力で荷物を持ち運ぶ距離が短縮した。

きっかけ

- ・ トラックの奥まで荷物を積み込むときに、人力で持ち運んでおり、腰に負担がかかっていた。



トラックの荷台に可動式のローラーコンベアを設置

2 荷役作業時の安全対策



● 職場訪問支援サービス（宮城産業保健総合支援センター）

健康保持増進のための 職場訪問支援サービスのご案内

職場でこんな悩みはありませんか？



仕事上の「転倒災害」や「腰痛」等の労働災害防止に向けて
理学療法士や健康運動指導士などの専門家を**無料**で派遣し、事業
場に合ったサービスを提供します。

無料支援サービスの内容

健康測定・チェック

- ・健康度や体力、姿勢の測定 ・バランス・ロコモ度チェック
- ・職場環境のチェック ・作業状況から見た転倒防止・腰痛予防対策

社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイスなど

- ・転倒防止のためのバランス運動 ・腰痛予防のための運動
- ・職場でできるストレッチ体操 ・メタボ改善に向けた運動指導等
- ・作業姿勢の改善や適切な作業管理、作業環境改善等

労働安全衛生法第69条により、健康保持増進計画を作成して、労働者に対する健康教育及び健康相談等、労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を講ずることが求められています。

－まずは、下記連絡先までご相談ください！－



独立行政法人労働者健康安全機構

宮城産業保健総合支援センター

<https://www.miyagis.johas.go.jp>

TEL : 022-267-4229

平日（月～金）8：30～17：15



(R5.11.1)

健康保持増進のための職場訪問支援申込書

		年 月 日	
事業所名	労働者数		人
所在地	〒		
	TEL	FAX	
担当者	部署名	氏 名	
	職 種	☐ 産業医 ☐ 産業看護職 ☐ 事業主 ☐ 人事・労務担当者 ☐ 衛生管理者 ☐ その他（ ）	
	E-mail		
	業 種	業務内容	
訪問希望日	第1希望日	令和 年 月 日（ ）	時間帯 : ～ :
	第2希望日	令和 年 月 日（ ）	時間帯 : ～ :
支援を希望する職場の健康課題(該当する項目の□にレを入れてください。)			
☐ 転倒災害が増加している ☐ 腰痛災害又は腰や膝などの痛みを訴える従業員が増加 ☐ 病院・社会福祉施設で働く労働者を対象とした腰痛予防、移動・移乗技術の改善 ☐ 転倒災害や腰痛災害を発生させない作業姿勢・作業環境・作業管理・健康管理等の改善 ☐ 中高年労働者又は着座時間が長い労働者等を中心とした運動機能の向上 ☐ メタボ従業員（生活習慣病・ハイリスク者）の増加 ☐ 睡眠不足を訴える従業員がいる / 増えている ☐ 身体活動・運動機会の増進や運動習慣の定着によって従業員の健康維持・増進を図りたい ☐ 不定愁訴を訴える方がいる / 増えている			
以上のほかに希望される支援の具体的内容がありましたら御記入下さい。			

【申込先】独立行政法人 労働者健康安全機構 宮城産業保健総合支援センター
〒980-6015 仙台市青葉区中央4丁目6番1号SS30 15階

FAX 022-267-4283

<https://www.miyagis.johas.go.jp>
E-mail: sanpo04@miyagis.johas.go.jp

※申込書到着後、当センターから担当者あてに訪問日時等の調整についてご連絡いたします。
※ご記入いただいた個人情報は、産業保健活動総合支援事業の目的以外には使用いたしません。

- 事業者・一人親方の皆さまへ

24

3 労働安全衛生法等の改正



- 令和8(2026)年1月1日から段階的に施行
(一部は公布日 令和7年5月14日に施行済み)
- 安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策などの措置を改正



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

▼ 本文へ ▶ お問い合わせ窓口 ▶ よくある御質問 ▶ サイトマップ ▶ 国民参加の場

Google カスタム検索

[テーマ別に探す](#) [報道・広報](#) [政策について](#) [厚生労働省について](#) [統計情報・白書](#) [所管の法令等](#) [申請・募集・情報公開](#)

🏠 ホーム > [政策について](#) > [分野別の政策一覧](#) > [雇用・労働](#) > [労働基準](#) > [安全・衛生](#) > 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号)

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号)

「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が第217回国会で成立し、令和7年5月14日に公布されました (令和7年法律第33号)。
このページでは、改正労働安全衛生法等についての情報を順次掲載していきます。

改正法令

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律 (令和7年法律第33号)

- [PDF 概要 \[1.4MB\]](#)
- [PDF 要綱 \[224KB\]](#)
- [PDF 条文 \[265KB\]](#)
- [PDF 新旧対照条文 \[526KB\]](#)

関連通達等

- [PDF 労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律について \(令和7年5月14日付け基発0514第1号\) \[314KB\]](#)

リーフレット

- [PDF 労働安全衛生法及び作業環境測定法改正の主なポイントについて \[577KB\]](#)

政策について
分野別の政策一覧
健康・医療
福祉・介護
雇用・労働
雇用
人材開発
労働基準
労働安全衛生
非正規雇用 (有期・パート・派遣労働)
労使関係
労働政策全般

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日 (令和7年5月14日) に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮 R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。
また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設 R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。
報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同じ場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

3 労働安全衛生法等の改正

- 令和8(2026)年1月1日から段階的に施行
(一部は公布日 令和7年5月14日に施行済み)
- 安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策などの措置を改正

改正の概要

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

- | | |
|-------------------------------|-------------------|
| ① 注文者等の配慮 | 令和7.5.14 (公布日) 施行 |
| ② 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 | 令和8.4.1施行 |
| ③ 業務上災害報告制度の創設 | 令和9.1.1施行 |
| ④ 個人事業者等自身への義務付け | 令和9.4.1施行 |
| ⑤ 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務づけ | 令和9.4.1施行 |

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

公布後3年以内に政令で定める日に施行
ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場についても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務づけられます。

3 労働安全衛生法等の改正

改正の概要

3. 化学物質による健康障害防止対策等の推進【労働安全衛生法、作業環境測定法】

- ① 化学物質の譲渡等実施者による危険性・有害性情報の通知義務違反に罰則を設けられ、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されます（公布後5年以内に政令で定める日に施行）。
- ② 化学物質の成分名が営業秘密である場合に、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等での通知が認められます。（令和8.4.1施行）。
- ③ 個人ばく露測定について、作業環境測定の一部として位置付け、作業環境測定士等が作業環境測定基準に従って行うことが義務となります（令和8.10.1施行）。

4. 機械等による労働災害の防止の促進等【労働安全衛生法】

- ① 特定機械等に係る製造許可申請のうちの設計審査や移動式クレーン及びゴンドラの製造時等検査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となります（令和8.4.1施行）。
- ② 登録検査業者は特定自主検査の基準に従って検査を行わなければなりません。また、不正に技能講習修了証や紛らわしい書面の交付を禁止し、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されます（令和8.1.1施行）。

5. 高齢者の労働災害防止の推進【労働安全衛生法】（令和8.4.1施行）

- 高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、**高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置**を講ずることが**事業者の努力義務となります**。また、**国は、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定める予定**です。

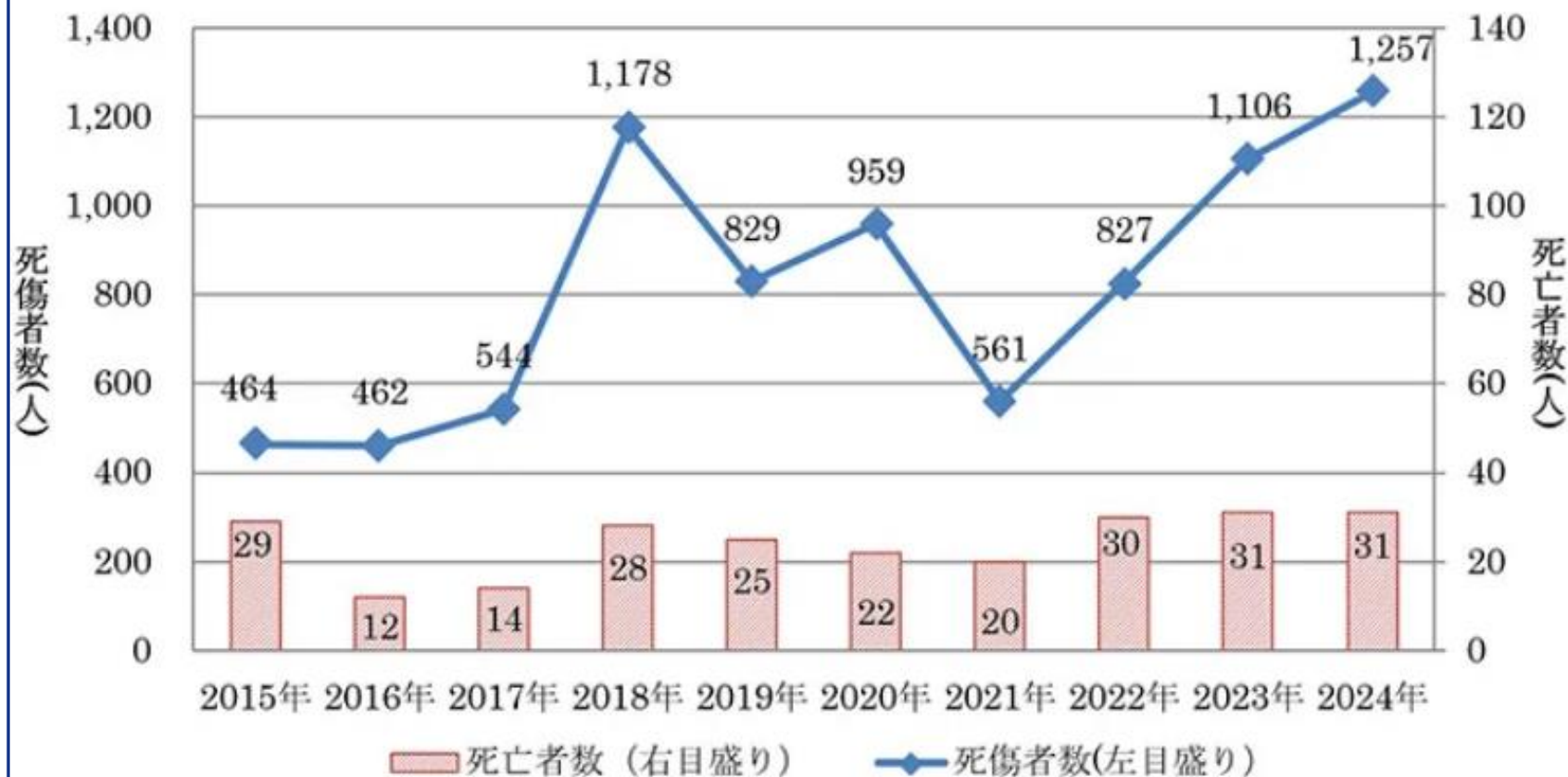
4 職場における熱中症対策の強化



- 死亡災害が2年連続で30人レベル
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍

熱中症の災害発生状況

職場における熱中症による死傷者数の推移



4 職場における熱中症対策の強化

- 死亡災害が2年連続で30人レベル
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍

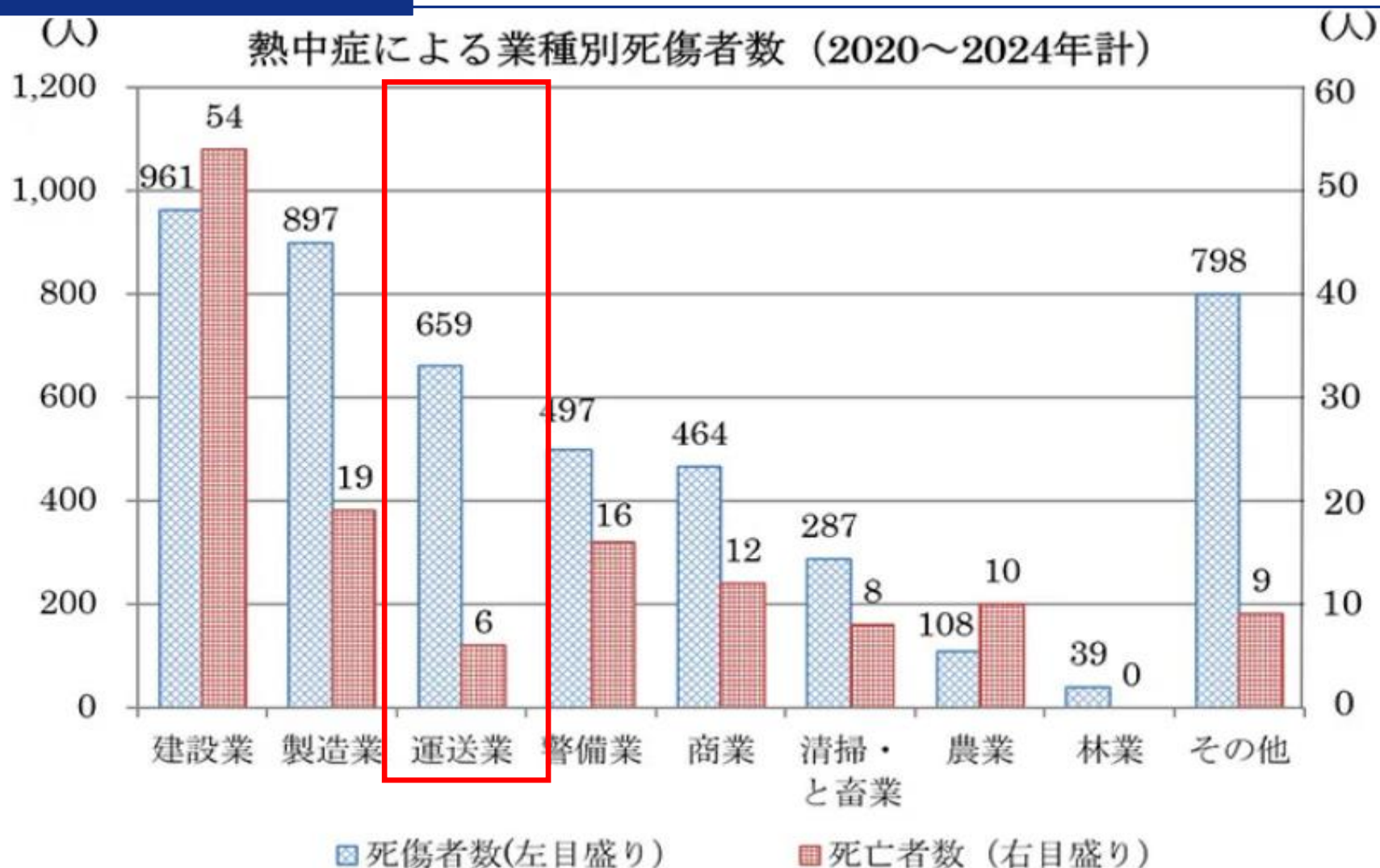
熱中症の災害発生状況

業種	建設業	製造業	運送業	警備業	商業	清掃・ と畜業	農業	林業	その他	計
2020年	215 (7)	199 (6)	137 (0)	82 (1)	78 (2)	61 (4)	14 (1)	7 (0)	166 (1)	959 (22)
2021年	130 (11)	87 (2)	61 (1)	68 (1)	63 (3)	31 (0)	14 (2)	7 (0)	100 (0)	561 (20)
2022年	179 (14)	145 (2)	129 (1)	91 (6)	82 (2)	58 (2)	21 (2)	6 (0)	116 (1)	827 (30)
2023年	209 (12)	231 (4)	146 (1)	114 (6)	125 (3)	61 (0)	27 (4)	9 (0)	184 (1)	1,106 (31)
2024年	228 (10)	235 (5)	186 (3)	142 (2)	116 (2)	76 (2)	32 (1)	10 (0)	232 (6)	1,257 (31)
計	961 (54)	897 (19)	659 (6)	497 (16)	464 (12)	287 (8)	108 (10)	39 (0)	798 (9)	4,710 (134)

4 職場における熱中症対策の強化

- 死亡災害が2年連続で30人レベル
- 熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍

熱中症の災害発生状況



4 職場における熱中症対策の強化



- 熱中症による死亡災害のほとんどが「初期対応の放置・遅れ」
- 死亡に至らせない（重篤化させない）ための適切な対策の実施が必要

熱中症死亡災害（R2～R5・全国）の分析結果

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



4 職場における熱中症対策の強化

- 労働安全衛生規則の改正について
- 「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が義務化

基本的な考え方

見つける

作業員の様子がおかしい



判断する

救急隊要請
医療機関への搬送



対処する

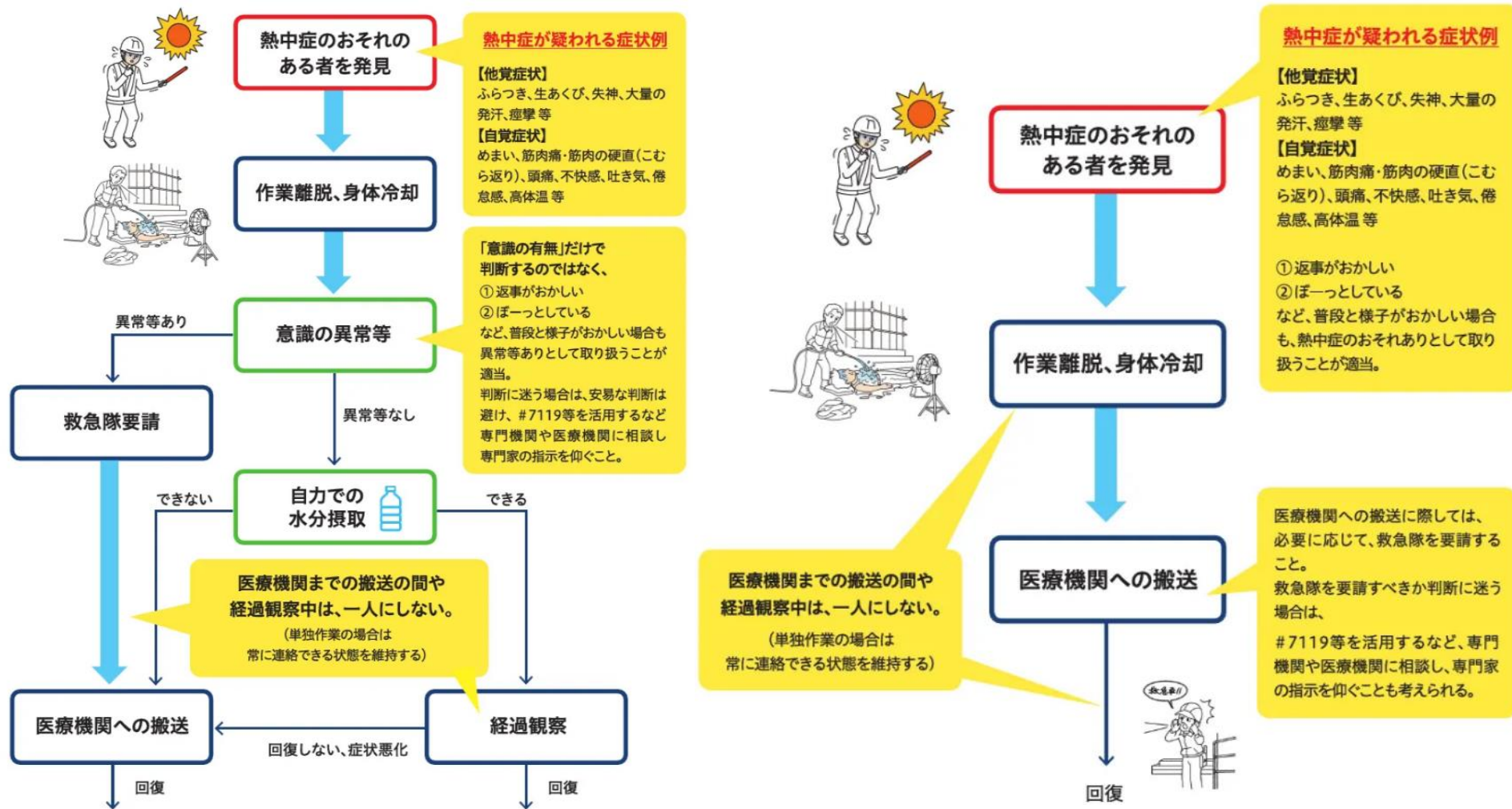
救急隊が到着するまで全
身を急速冷却



4 職場における熱中症対策の強化

- 「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が対象

現場における対応



4 職場における熱中症対策の強化

- 「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施が見込まれる作業が対象

関係者への周知

わかりやすい場所への掲示



メールやイントラネットでの通知

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



4 職場における熱中症対策の強化

● 熱中症予防対策要綱に基づく取り組み

WBGT値（暑さ指数）の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度（代謝率レベル）の低い作業に変更すること（表1-1参照）
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

区分	身体作業強度（代謝率レベル）の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業（書く、タイピング等） ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 〔くぎ（釘）打ち、盛土〕 ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・ショベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

4 職場における熱中症対策の強化

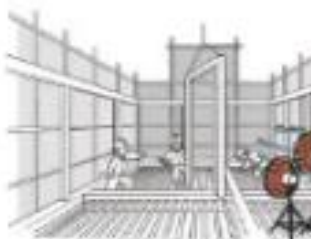
● 熱中症予防対策要綱に基づく取り組み

熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1) WBGT値の低減等

屋外の高温多湿作業場所においては、直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2) 休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



2 作業管理

(1) 作業時間の短縮等

(2) 暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3) 水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4) 服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5) 作業中の巡視

4 職場における熱中症対策の強化

● 熱中症予防対策要綱に基づく取り組み

熱中症予防対策

3 健康管理

(1) 健康診断結果に基づく対応等

(2) 日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。

(3) 労働者の健康状態の確認

(4) 身体の状態の確認

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1) 熱中症の症状

(2) 熱中症の予防方法

(3) 緊急時の救急処置

(4) 熱中症の事例



5 高年齢労働者の安全対策



- 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン
- 令和8年4月1日から労働安全衛生法改正により、高年齢労働者の労働災害防止を講ずることが事業者の努力義務となります

エイジフレンドリーガイドライン (高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

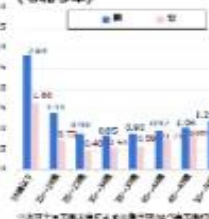
働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう

※エイジフレンドリーとは「高齢者の特性を考慮した」を意味する言葉で、WHOや欧米の労働安全衛生機関で使用されています。

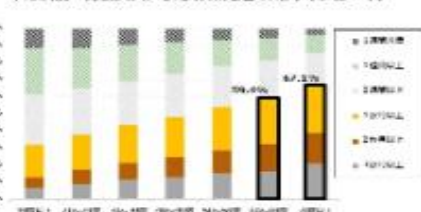


高齢者は身体機能が低下すること等により、若年層に比べ労働災害の発生率が高く、休業も長期化しやすいことが分かっています。体力に自信がない人や仕事に慣れていない人を含めすべての働く人の労働災害防止を図るために、職場環境改善の取組が必要です。

年齢別 労働災害発生率（休業4日以上死傷率）
(令和5年)



年齢別 労働災害による休業日数平均期間（令和5年）



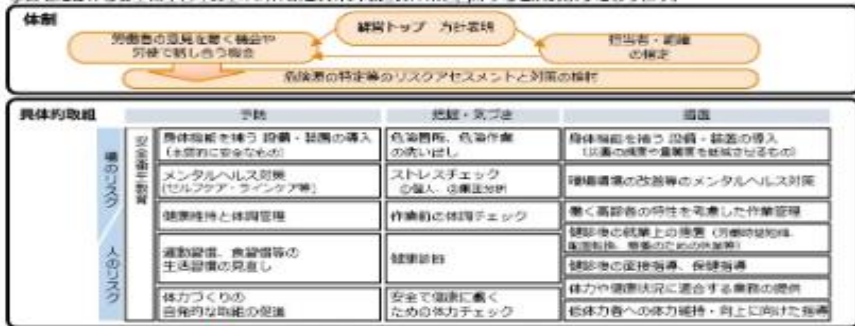
ガイドラインの概要

このガイドラインは、高齢者を現在使用している事業場やこれから使用する予定の事業場で、事業者と労働者に求められる取組を具体的に示したものです。全文は「令和2年3月16日付け労安発の316第1号「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインの策定について」」

事業者求められる事項

事業者は、以下の1～5について、高年齢労働者の状況や業種の内容等の実情に応じ、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組むように努めてください。

事業場における安全衛生管理の基本的体制と具体的な取組の体系を図解すると次のようになります。



ガイドラインの概要

1 安全衛生管理体制の確立

ア 経営トップによる方針表明と体制整備

- ・企業の経営トップが高齢者労働災害防止対策に取り組む方針を表明します
- ・対策の担当者や組織を指定して体制を明確化します
- ・対策について労働者の意見を聴く機会や、労使で話し合う機会を設けます



イ 考慮事項

- ・高齢労働者が、職場で与えられた労働安全衛生に関するリスクや働く上で負担に感じていること、自身の不調等を相談できるよう、社内に相談窓口を設置したり、孤立することなくチームに溶け込んで何でも話せる意識の強い職場風土づくりが効果的です

エ 危険源の特定等のリスクアセスメントの実施

- ・高年齢労働者の身体機能の低下等による労働災害発生リスクについて、災害事例やヒヤリハット事例から読み出し、対策の優先順位を検討します
- ・リスクアセスメントの結果を踏まえ、2以降の具体的な事項を参考に取組事項を決定します

オ 考慮事項

- ・職場改善ツール「エイジアクション100」のチェックリストの活用も有効です
- ・必要に応じてフレイルやロコモティブシンドロームについても考慮します
- ・フレイル、ロコモティブシンドローム、認知機能低下等のリスクを減らすための対策（「2つ」「3つ」という数値「危険度」）が示されている
- ・社会福祉協議会、数値化等での支援活動と同様の作業にもリスクが潜んでいる



2 職場環境の改善

(1) 身体機能の低下を補う設備・装置の導入（主として、2以降の対策）

- ・高齢者でも安全に働かせられることができるよう、施設、設備、装置等の改善を検討し、必要で対策を講じます
- ・以下の例を参考に、事業場の実情に応じた優先順位をつけ改善に取り組めます

対策の例



5 高年齢労働者の安全対策



- 令和7年度エイジフレンドリー補助金
- 職場環境改善（熱中症予防対策プラン）

中小企業事業者の皆さまへ

令和7年度（2025年度）版

「令和7年度エイジフレンドリー補助金」のご案内

- 高年齢労働者の労働災害防止のための設備改善や専門家による指導を受けるための経費の一部を補助します。
- 高年齢労働者の雇用状況や対策・取組の計画を審査の上、効果が期待できるものについて、補助金を交付します。全ての申請者に補助金が交付されるものではありません。

補助金申請受付期間 令和7年5月15日～令和7年10月31日

【注意】予算額に達した場合は、受付期間の途中で申請受付を終了することがあります

安全衛生対策コース名	補助対象	対象事業者
I 総合対策コース ・補助率 4/5 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 3 ページ	・労働安全衛生の専門家によるリスクアセスメントに要する経費 ・リスクアセスメント結果を踏まえた、優先順位の高い労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の 高年齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること
II 職場環境改善コース ・補助率 1/2 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 3 ページ 熱中症予防対策プラン ⇒ 詳細は 4 ページ	・高年齢労働者の身体機能の低下を補う設備・装置の導入その他の労働災害防止対策に要する経費（機器等の導入、工事の施工等） ・熱中症の発症リスクの高い高年齢労働者の熱中症予防対策に要する経費（機器の導入等）	・役員を除き、自社の労災保険適用の 高年齢労働者（60歳以上） が常時1名以上就労していること ・高年齢労働者が対策を行う作業に就いていること
III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース ・補助率 3/4 ・上限額 100万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 4 ページ	転倒防止 ・労働者の転倒災害防止のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り） 腰痛予防 ・労働者の腰痛災害の予防のため、専門家による身体機能のチェック及び専門家による運動指導を受けるために要する経費（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）	・中小企業事業者（詳しくは5ページ） ・1年以上事業を実施していること ・役員を除き、自社の労災保険適用の労働者（年齢要件なし）が常時1名以上就労していること
IV コラボヘルスコース ・補助率 3/4 ・上限額 30万円（消費税を除く） ⇒ 詳細は 4～5 ページ	・事業所カルデや健康スコアリングレポートを活用したコラボヘルス等、労働者の健康保持増進のための取組に要する経費（役員を除き、自社の労災保険適用の労働者に対する取組に限り）	
【注意事項】 ・補助金の交付は1年度につき1回までです。また、過去に補助を受けている場合、同様の対策への補助は受けられません。 ・複数コース併せての申請はできません。 ・コースごとに予算額を定めています。 ・その他、交付申請や実績報告・支払請求の注意事項は2ページ5～6ページや、厚生労働省ウェブサイトをご確認ください。		

この補助金は、（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「コンサルタント会」という。）が補助事業の実施事業者（補助事業者）となり、中小企業事業者からの申請を受けて審査等を行い、補助金の交付決定と支払を実施します。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

一般社団法人 日本労働安全衛生コンサルタント会

職場環境改善コース（熱中症予防対策プラン）

【対象：60歳以上の労働者】

60歳以上の高年齢労働者が安全に働けるよう、暑熱な環境による熱中症予防対策として身体機能の低下を補う装置（機器等の導入・工事の施工等）の導入に要する経費を補助対象とします

補助対象

- ◆ 屋外作業等における体温を下げるための機能のある服や、スポットクーラー等、その他労働者の体表面の冷却を行うために必要な機器の導入
- ◆ 屋外作業等における効率的に身体冷却を行うために必要な機器の導入

→屋外作業等とは、屋外もしくは、労働安全衛生規則第606条の温湿度調整を行ってもなお室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT) 28℃を超える屋内作業場での作業をいいます。

（温湿度調整を行っても、室温31℃又は湿球黒球温度(WBGT)28℃を下回らないことを説明いただく必要があります。例えば、炉があるため空間全体での温湿度調整ができない等の理由が考えられます）

【体表面の冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・体温を下げるための機能のある服や装備
- ・作業場又は休憩場所に設置する移動式のスポットクーラー（熱排気を屋外等へ逃がすことができるもの、標準使用期間が5年以上のものに限る 等）

【効率的に身体冷却を行うために必要な機器の具体例】

- ・アイススラリを冷やすための専用の冷凍ストッカー（-20℃程度のもの、最大は400Lまで）

※アイススラリ、スポーツドリンク、保冷剤等は対象となりません。

- ◆ 熱中症の初期症状等の体調の急変を把握できる小型携帯機器（ウェアラブルデバイス）による健康管理システムの導入（使用者本人のみに通知があるものではなく、通信機能により集中的な管理ができる機能を備えるもの。なお、ウェアラブルデバイスは熱中症に関する異常を感知することを目的とし、深部体温を推定できる機能を有するものに限る）

- ◆ 日本産業規格 JIS Z 8504 及び JIS B 7922 に適合した WBGT 指数計の導入（1事業者につき1点まで）



III 転倒防止・腰痛予防のための運動指導コース

【対象：全ての労働者】

- 労働者の身体機能低下による転倒災害や腰痛災害（行動災害）を防止するため、専門家（※）による身体機能のチェック及び専門家による運動指導に要する経費を補助します（役員を除き、5人以上の自社の労災保険適用労働者に対する取組に限り）

※ 専門家とは・・・理学療法士、健康運動指導士、等

補助対象となる取組

- ① 専門家を事業場に招き、対象労働者に対する身体機能のチェック評価を受ける
- ② 専門家が、①の結果に基づき、対象労働者に対して運動指導（対面指導）を実施する
- ③ ②の効果の確認のため、専門家による対象労働者の身体機能の改善等のチェックを受ける。

※注意事項※

- ・転倒防止、腰痛予防について、それぞれ申請様式が違います。また、①の指定チェック項目も違いますので様式等をご確認ください。
- ・補助対象となる取組について、左記の①～③をすべて実施していただく必要があります。
- ・①や②を複数回実施する場合も補助対象となります。（例えば、①を1回実施後、②を3回実施し、最後に③をした場合、全ての取組が補助対象となります。）
- ・①～③の実施について、安全性を確保するため、専門家との対面による実施に限ります（オンライン開催不可）。
- ・物品の購入（動画の作成を含む）は認められません。
- ・支払請求書類等を提出いただく際は、交付申請のとおり実施した証明として、実施状況がわかる写真や身体機能のチェック結果の写し（10名分）を提出していただきますので、実施の際は記録やそれらの記録の紛失が無いように、ご注意ください。

IV コラボヘルスコース

【対象：全ての労働者】

事業主健診情報が保険者に提供されていることが補助の前提です
コース内容は、次ページへ



ご清聴ありがとうございました

【お問合せ先】

宮城労働局労働基準部健康安全課
(☎ 0 2 2 - 2 9 9 - 8 8 3 9)

